

簡易な方法による記帳

事業所得等を有する白色申告の方については、簡易な方法による記帳が認められています。
簡易な方法による記帳については、以下のとおりです。

事業所得（一般）

取引事項	記帳方法
1 売上（加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有する収入金額及び家事消費等を含む。）に関する事項	<p>取引の年月日、売上先その他の相手方及び金額並びに日々の売上の合計金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。</p> <p>(1) 少額な現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(2) 小売その他これに類するものを行う者の現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(3) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(4) 掛売上の取引で保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載する。この場合には、年末における売掛金の残高を記載するものとする。</p> <p>(5) いわゆる時貸については、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時に現金売上として記載する。この場合には、年末における時貸の残高を記載するものとする。</p> <p>(6) 棚卸資産の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載する。</p>
2 1に掲げるもの以外の収入に関する事項	<p>取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。</p> <p>(1) 少額な雑収入等については、その事由ごとに、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(2) 現実に入金した時に記載する。この場合には、年末における雑収入等の未収額及び前受額を記載するものとする。</p>
3 仕入に関する事項	<p>取引の年月日、仕入先その他の相手方及び金額並びに日々の仕入の合計金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。</p> <p>(1) 少額な現金仕入については、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(2) 保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(3) 掛仕入の取引で保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を支払った時に現金仕入として記載する。この場合には、年末における買掛金の残高を記載するものとする。</p> <p>(4) いわゆる時借については、日々の記載を省略し、現実に代金を支払った時に現金仕入として記載する。この場合には、年末における時借の残高を記載するものとする。</p>
4 3に掲げるもの以外の費用に関する事項	<p>雇人費、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料及びその他の経費の項目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。</p> <p>(1) 少額な費用については、その項目ごとに、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(2) 現実に出金した時に記載する。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。</p>